

理事監事選出規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条第4項の規定に基づき、一般社団法人ロケーションベースVR協会（以下「この法人」という。）の理事・監事の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事候補者の資格)

第2条 この法人の理事候補者は、正会員企業の構成員又は正会員個人のうち、理事3名以上の推薦を受けた者が候補資格を有するものとする。

(理事の選出方法)

第3条 理事候補者のうち、社員総会にて過半数の賛成を受けた者が理事として選出されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事選出者が理事の定員を超える場合には、得票数上位の者が優先するものとし、同数の場合には、社員総会議長の指名により決するものとする。

(監事候補者の資格)

第4条 この法人の監事候補者は、学識者、有識者又は専門家のうち、理事3名以上の推薦を受けた者が候補資格を有するものとする。

(監事の選出方法)

第5条 監事の選出方法は、第3条の規定を準用するものとする。

(改廃)

第6条 この規程は、本規程制定日より効力を有するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月12日から施行する。